

被災市町村に対する中長期の職員派遣の制度(全国町村会版)

- ① 被災道県において、当該道県からの職員派遣及び道県内市町村への派遣要請を行う。
- ② 需要が充足されない場合、地域ブロック内の道県及び市町村に派遣要請を行う。

- ③ ②をもってなお需要が充足されない職員数について、被災道県が総務省に対し、派遣要請を行う。

